

第三者事業に対する協力活動に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日印協会(以下「当協会」という。)が、第三者の主催するイベント、セミナー、講演会、シンポジウム、展示会、文化行事その他の催し(以下「第三者事業」という。)に対して、次項に定める協力活動(以下「協力活動」という。)を行う場合の基準及び手続を定め、当協会の公益性及び社会的信用を維持するとともに、事業運営の透明性を確保することを目的とする。

2 本規程において「協力活動」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1)後援:第三者事業に対して、当協会の賛同及び応援を表明する趣旨で、当協会の名義を後援者として使用することを承認すること。
- (2)協賛金募集に関する告知協力:第三者事業が実施する協賛金募集の案内を、当協会の会員に対する情報提供として広く告知すること。なお、個々の会員に対する個別の依頼や勧誘は行わないものとする。
- (3)その他第三者事業に対する一切の協力のうち、当協会が本規程を適用すべきと認めるもの。

(第三者事業の承認要件)

第2条 当協会が協力活動を行う第三者事業は、次の各号の要件を満たしているものでなければならない。

- (1)当協会の定款第3条及び第4条に定める目的及び事業に合致すること。
- (2)公益性を有するものであること。
- (3)公序良俗に反せず、又は反するおそれがないこと。
- (4)当協会による費用負担を必要としないこと。
- (5)営利を目的としないものであること。
- (6)特定の個人又は法人の利益を目的としないものであること。
- (7)特定の政治活動又は宗教活動を目的としないこと。
- (8)暴力団等反社会的勢力の活動に供せず、又は供するおそれがないこと。
- (9)当協会の信用又は名誉を損なうおそれがないこと。
- (10)第三者事業の実施目的、計画、日程が明確であること。
- (11)第三者事業に係る収支計画及び財務運営が適正であること。

(主催団体の承認要件)

第3条 当協会に協力活動を申請する団体又は個人(以下「主催団体」という。)は、次の各号の要件を満たすものでなければならない。

- (1)第三者事業を遂行する能力を十分に有すると認められること。
- (2)当協会が必要と認める書類等を提出できること。
- (3)法令違反、社会的非難、その他社会的信用に疑義を生じさせる事情が存在しないこと。

(4)暴力団その他反社会的勢力と一切関係を有しないこと。

(申請手続)

第4条 協力活動を申請する主催団体は、原則として第三者事業の開催日の3か月前までに、次に掲げる資料を提出し、当協会の事前承認を得なければならない。

- (1)主催団体の存在及び概要を明らかにする書類
- (2)過去に類似の事業を行った実績を有する場合は、過去の事業実績に関する書類
- (3)第三者事業の目的、実施要項及び実施日程を明らかにする書類
- (4)その他当協会が必要と認める資料

(承認通知)

第5条 当協会は、前条の申請を受けたときは、審査の上、その結果を主催団体に通知する。なお、判断の理由を開示する義務を負わないものとする。

(第三者事業終了の報告)

第6条 協力活動を受けた主催団体は、原則として第三者事業の終了後1か月以内に次の資料を提出しなければならない。

- (1)収支報告書及び事業実施報告書
- (2)事業開催の事実が確認できる資料(会場写真や配布資料等)
- (3)当協会の後援を受けた場合は、当協会名義の使用実態が確認できる資料
(印刷物に使用した場合は印刷物の写し、看板等の会場設備に使用した場合は使用状況がわかる写真)
- (4)その他当協会が必要と認める資料

(承認の取消し)

第7条 当協会は、主催団体又は第三者事業において次のいずれかに該当する事実が認められた場合、既に与えた承認を取消し、又は将来の申請を禁止することができる。

- (1)申請内容に虚偽があった場合
- (2)本規程に定める資料が提出されなかった場合、又は提出された資料に重大な不備があった場合
- (3)第三者事業の運営に重大な問題が認められた場合
- (4)当協会の信用又は名誉を毀損する行為があった場合

附則

- (1) 本規程は、2026年10月7日から施行する。
- (2) 本規程の制定及び改廃は、理事会決議によって行う。